

年金機構けんぽからのお知らせ (673 号) 8.8.19

限度額適用認定証の更新等について

「健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」といいます。)は、医療費が高額となった場合、被保険者証または資格確認書とあわせて医療機関等に提示することにより、窓口の支払いを高額療養費の自己負担限度額までに抑えることができます。

現在発行されている限度額認定証の有効期限は令和 8 年 8 月 31 日までとなっております。令和 8 年 9 月以降も引き続き限度額認定証を利用される場合は、令和 8 年度(令和 7 年度所得)の市区町村民税の課税の有無により更新の手続きが異なりますので、手続きについては、下記の内容をご確認ください。

【申請方法】

令和 8 年度(令和 7 年分所得)の市区町村民税の課税の有無により、申請書が異なります。

① 市区町村民税が課税の方(マイナ保険証を利用されている方は更新手続き不要となります。)

・マイナ保険証への切り替えをお願いいたします。マイナ保険証が利用できない場合に限り、別添の「健康保険限度額適用認定申請書」に必要事項を記入し、健康保険組合まで提出してください。

② 市区町村民税が非課税の方 「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」

・別添の「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に必要事項を記入し健康保険組合まで提出してください。

・被保険者本人の非課税証明書(令和 8 年度(令和 7 年分所得))を添付するか、もしくは申請書に市区町村長からの非課税証明を受けてください。

・令和 8 年 8 月 1 日より適用区分が変更となるため、旧限度額認定証を添えて速やかに申請願います。

・受付次第、随時、申請書に記載された送付先に標準負担額減額認定証をお送りします。

2.限度額適用認定証の返却

有効期限経過後の限度額認定証は、必ず健康保険組合へご返却をお願いします。有効期限前でも、利用の予定が無い場合はご返却ください。

紛失等の場合は、「健康保険限度額適用認定証 滅失届」に必要事項を記入のうえ提出してください。



申 請 ・ 返 却 先	〒102-8548 東京都千代田区三番町 22 日本年金機構健康保険組合 業務課 宛て
照 会 先	日本年金機構健康保険組合 業務課 浅野・ <u>村山</u> 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。 (12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添 付 資 料	健康保険限度額適用認定申請書 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書 健康保険 限度額適用認定証等 滅失届
備 考	電話での進捗状況等の確認はお控えください。